

第31期(平成26年7月1日～同27年6月30日)
事業計画書(概要)

基本方針

公益法人制度改革により、当協会は、公益法人に移行すべく準備を重ね、平成26年6月18日広島県知事より公益認定を受け、7月1日公益社団法人への移行登記を行いました。

昭和60年に旧民法第34条に基づき公益法人として設立し、以来、設立時の法の精神に則り、公共嘱託登記業務の受託処理を通じて、不動産登記法の趣旨の実現のために、常に国民の利益の増進に寄与することを念頭におきながら運営してまいりました。

設立後29年を経て振り返ると、公共嘱託登記制度を取り巻く環境は、登記情報の電子化、オンライン登記申請、国の機関の民営化に伴う公共事業、国有地の民間への譲与、景気に左右される公共事業など、時代の経過とともに様々な変遷がありました。しかし、国家の基盤となる不動産登記の適正処理が期待されていることは不変です。公益性の高い不動産登記に係る者として、さらに公益法人の移行認定を受けた者としては、関係諸法令に准じて運営していくことは元より、精神においては不特定多数の国民のため、業務を通じ国家に寄与していきたいと考えます。公益法人としての社会的使命と誇りを自覚することで、今後の運営に身が引き締まる思いです。当協会は、公益社団法人として、長年の歴史を踏まえ、専門職として業務を通じて、これまで以上の社会貢献をしてまいります。

《総務経理部》

1 公益法人移行後の法人運営について

本年6月18日広島県より公益法人移行認定書を受領しました。公益法人運営の3本柱である組織運営・事業推進・内部統制の構築及び充実に努めます。

2 業務部が企画する研修会等のサポート

3 広報活動

公益法人移行に伴いホームページのリニューアルを行います。

4 災害協定締結の促進

各地域の官公署へ、災害協定締結に向けて引き続き推進活動に努めます。

5 経理

経費の節減と、新公益法人会計基準による適正な会計処理を進めるとともに、安定した財務体制の構築に努めます。

《業務部》

1 事業推進活動

(1) 公共嘱託登記に係る受託事業

(2) 登記所備付地図作成作業の受託及びその事業への支援

- (3) 地籍調査事業の推進
- (4) 地籍主任調査員及び地図作成総括責任者の養成

2 社会貢献事業

- (1) 登記基準点設置事業等社会貢献事業の推進
- (2) 境界や公共嘱託登記に関する知識, 関連するその他の知識の普及啓発
- (3) 災害時支援事業

3 研修会

- (1) 研修会の実施
- (2) 社会貢献事業報告会の実施

4 事業成果の標準化

- (1) 成果作成要領の策定(未作成官公署)
- (2) 検査要領の策定